

横須賀市報

第 1769 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

告 示

- ◇令和元年度分の横須賀市国民健康保険の保険料率について..... 14433
- ◇地縁による団体の告示事項の変更について..... "
- ◇地縁による団体の告示事項の変更について..... "
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について..... 14434
- ◇地籍調査の実施について..... "
- 公 告**
- ◇債権差押調書の公示送達..... "
- ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達..... "
- ◇開発行為の工事完了について..... "
- ◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達..... "
- ◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達..... 14435
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達..... "
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達..... "
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達..... "
- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達..... "
- ◇開発行為の工事完了について..... "
- 上下水道局告示**
- ◇指定下水道工事店の代表者の変更について..... "
- 教育委員会規則**
- ◇教育職員手当等支給規則中一部改正..... 14436
- 教育委員会告示**
- ◇教育委員会定例会の招集について..... "
- 選挙管理委員会告示**
- ◇選挙人名簿への登録を行う日について..... "
- 監査委員会告示**
- ◇包括外部監査人の監査の事務を補助する方について..... "
- 農業委員会告示**
- ◇農業委員会総会の招集について..... 14437

告 示

横須賀市告示第22号 (令和元年5月31日 掲 示 済)

横須賀市国民健康保険条例(昭和34年横須賀市条例第22号)第14条第1項、第14条の7第1項及び第14条の12第1項の規定に基づき、令和元年度横須賀市国民健康保険の基礎賦課額の保険料率、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり定めたので、同条例第14条第3項、第14条の7第3項及び第14条の12第3項の規定により告示します。

令和元年5月31日

横須賀市長 上地克明

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1,000分の65.4
 - (2) 被保険者均等割 18,760円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 30,360円
 - イ 特定世帯 15,180円
 - ウ 特定継続世帯 22,770円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1,000分の22.6
 - (2) 被保険者均等割 6,420円

- (3) 世帯別平等割
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 10,380円
 - イ 特定世帯 5,190円
 - ウ 特定継続世帯 7,785円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1,000分の20.4
 - (2) 被保険者均等割 6,700円
 - (3) 世帯別平等割 7,740円

横須賀市告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和元年6月10日

横須賀市長 上地克明

地縁団体の名称	区 域	
	変 更 前	変 更 後
池田町内会	池田町1丁目(1番、19番34号、19番35号、20番、21番及び23番から36番までを除く。)、池田町2丁目、池田町3丁目9番1号から9番14号まで、池田町4丁目、池田町5丁目(9番を除く。)&及び舟倉2丁目1番1号から1番35号までの区域	池田町1丁目(1番、19番34号、19番35号、20番、21番及び23番から36番までを除く。)、池田町2丁目(8番20号から8番23号までを除く。)、池田町3丁目9番1号から9番14号まで、池田町4丁目、池田町5丁目(9番を除く。)&及び舟倉2丁目1番1号から1番35号までの区域
湘南山手池田町内会	池田町3丁目(9番1号から9番14号までを除く。)&並びに吉井3丁目11番6号及び11番7号の区域	池田町2丁目8番20号から8番23号まで、池田町3丁目(9番1号から9番14号までを除く。)&並びに吉井3丁目11番6号及び11番7号の区域

横須賀市告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和元年6月10日

横須賀市長 上地克明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
汐入町5丁目1区町内会	小檜山 一 男 横須賀市汐入町5丁目11番地	新井道正 横須賀市汐入町5丁目2番地
	島 森 清	秋 山 和 徳

南中里町内会	横須賀市上町4丁目28番地	横須賀市上町4丁目68番地
コモンシティ浦賀自治会	小林 一 徳 横須賀市浦賀5丁目29番12号	山本 茂 樹 横須賀市浦賀5丁目66番16号
東浦賀和光台自治会	神 保 武 夫 横須賀市東浦賀2丁目32番9号	関 澤 大 輔 横須賀市東浦賀2丁目34番3号

横須賀市告示第26号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成29年横須賀市告示第37号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について）で指定した土地の区域の一部の指定を解除します。

令和元年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定を解除する土地の区域
横須賀市久里浜9丁目2260番27の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去の実施

横須賀市告示第27号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、次のとおり地籍調査を実施します。

令和元年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 事業計画が定められた年月日
令和元年5月28日
- 2 調査を実施する者の名称
横須賀市
- 3 調査地域

船越町1丁目、港が丘2丁目、田浦港町、田浦町6丁目、富士見町3丁目、佐野町3丁目、池田町1丁目及び長井1丁目の各一部

4 調査期間
令和元年6月10日から令和2年3月31日まで

公 告

横須賀市公告第17号 (令和元年5月28日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年5月28日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第18号 (令和元年5月28日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年5月28日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第19号 (令和元年5月31日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年5月31日

横須賀市長 上 地 克 明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成3年5月14日 3開第2号	令和元年5月23日 令1第1号	横須賀市佐島1丁目340番1ほか 69筆（3工区）	東京都港区北青山二丁目7番13号 プラセオ青山ビル 株式会社ユニマツリタイアメント・コミュニティ 代表取締役 中 川 清 彦

横須賀市公告第20号 (令和元年6月4日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年6月4日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発付年月日
平成29年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第1期分	平成31年4月19日
		第2期分	平成31年4月19日
		第3期分	平成31年4月19日
		第4期分	平成31年4月19日

平成30年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第1期分	平成31年4月19日
		第2期分	平成31年4月19日
		第3期分	平成30年11月29日
			平成31年4月19日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第4期分	平成31年2月22日
		9月随時	平成31年4月19日
			平成30年10月26日
		11月随時	平成30年12月18日
12月随時	平成31年1月28日		
第2期分	平成31年4月22日		
	第3期分	平成31年4月22日	
第4期分	平成31年4月22日		

(別紙略)

横須賀市公告第21号 (令和元年6月4日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年6月4日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
平成31年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分

(別紙略)

横須賀市公告第22号 (令和元年6月4日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年6月4日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
平成30年度	国民健康保険料 決定通知書	3月分及び4月分の納期限は、令和元年6月21日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第23号 (令和元年6月4日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年6月4日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
平成30年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
		4月分の納期限は、令和元年

	6月21日に変更する。
--	-------------

(別紙略)

横須賀市公告第24号 (令和元年6月4日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年6月4日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
平成30年度	国民健康保険料	11月分	平成30年12月28日
		12月分	平成31年1月31日
		1月分	平成31年2月28日
		2月分	平成31年3月29日
		3月分	平成31年4月26日

(別紙略)

横須賀市公告第25号 (令和元年6月4日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年6月4日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
平成30年度	後期高齢者医療 保険料	3月分	平成31年4月26日

(別紙略)

横須賀市公告第26号 (令和元年6月4日) 掲 示 済

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年6月4日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
平成30年5月8日 30開第2号	令和元年5月27日 令1第2号	横須賀市田戸台42番3ほか4筆	横須賀市日の出町一丁目12番地 かつ七興産株式会社 代表取締役 高 橋 充

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第5号

平成29年横須賀市上下水道局告示第9号により指定した指定下水道工事店株式会社双和は、次のとおり代表者を変更しまし

た。

令和元年6月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須 307	株式会社双和	細 沼 岳 史	細 沼 和 子	座間市明王 3 番地 8

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第 1 号 (令和元年 5 月 29 日 掲 示 済)

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 5 月 29 日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則
教育職員手当等支給規則 (昭和34年横須賀市教育委員会規則
第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条の 6 第 1 項の表中

5 級の職務にある者	を
4 級の職務にある者、3 級の職務にある者のうち 80 号給以上のもの、2 級の職務にある者のうち 120 号給以上のもの及び 1 級の職務にある者のうち 153 号給以上のもの	
3 級の職務にある者のうち 79 号給以下のもの、2 級の職務にある者のうち 70 号給以上 119 号給以下のもの及び 1 級の職務にある者のうち 97 号給以上 152 号給以下のもの	
5 級の職務にある者	
4 級の職務にある者、3 級の職務にある者のうち 80 号給以上のもの及び 2 級の職務にある者のうち 120 号給以上のもの	

5 級の職務にある者及び 4 級の職務にある者	に改
3 級の職務にある者のうち 80 号給以上のもの、2 級の職務にある者のうち 120 号給以上のもの及び 1 級の職務にある者のうち 149 号給以上のもの	
3 級の職務にある者のうち 79 号給以下のもの、2 級の職務にある者のうち 70 号給以上 119 号給以下のもの及び 1 級の職務にある者のうち 97 号給以上 148 号給以下のもの	
5 級の職務にある者及び 4 級の職務にある者	
3 級の職務にある者のうち 80 号給以上のもの及び 2 級の職務にある者のうち 120 号給以上のもの	

め、同条第 2 項中「153 号給」を「149 号給」に、「160 号給」を「157 号給」に、「152 号給」を「148 号給」に、「159 号給」を「156 号給」に改め、同条第 3 項の表中「5 級の職務にある者」の次に「及び 4 級の職務にある者」を加え、「4 級の職務にある者、3 級」を「3 級」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第 1 号 (令和元年 5 月 20 日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和元年 5 月 20 日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 日時 令和元年 5 月 23 日 午前 9 時 30 分
- 会議開催の場所 横須賀市役所第 3 委員会室
- 会議に付議すべき事項
 - 教育職員手当等支給規則中改正について
 - 社会教育委員の委嘱について
 - 国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会委員の委嘱について
 - 横須賀市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱等について
 - 教育長の臨時代理による事務の承認について (平成32年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定)

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第 1 号 (令和元年 5 月 17 日 掲 示 済)

公職選挙法 (昭和25年法律第 100 号) 第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

令和元年 5 月 17 日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 竹 折 輝 隆

登録を行う日 令和元年 6 月 3 日

監査委員告示

横須賀市監査委員告示第 1 号 (令和元年 5 月 27 日 掲 示 済)

地方自治法 (昭和22年法律第 67 号) 第 252 条の 32 第 1 項の規定による包括外部監査人稲垣正人の監査の事務を補助する方についての協議が調ったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 5 月 27 日

横須賀市監査委員	川 瀬 富士子
同	丸 山 邦 彦
同	西 郷 宗 範
同	嘉 山 淳 平

氏 名	住 所	補助できる期間
川 越 靖 彦	横須賀市大矢部 4 丁目 18 番 12-2 号	令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
大 坪 秀 憲	東京都杉並区成田東 5 丁目 29 番 6-204 号グローリオ南阿佐谷	
三 枝 和 臣	東京都世田谷区大原 1 丁目 7 番 7 号	
上 村 智 文	東京都立川市砂川町 5 丁目 10 番地の 11	
本 宮 佳 幸	横浜市戸塚区汲沢 2 丁目 1 番 5-B-104 号	
山 下 康 彦	東京都世田谷区玉川田園調布 2 丁目 16 番 14 号	

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第2号 (令和元年6月3日)
掲 示 済

令和元年第6回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和元年6月3日

横須賀市農業委員会
会長 肥 田 正 好

- 1 日時 令和元年6月11日午後3時
- 2 会議開催の場所 農業委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - (2) 買入協議に係る所有権移転あっせん申出について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (5) 非農地証明の申請について
 - (6) 農地法第5条第1項第6号の適用を受ける農地の買受適格証明について
 - (7) 農地等の現況に関する照会に対する回答について
 - (8) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - (9) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について